



ふくろニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

第13回定時総会および記念講演のご案内

No.26

2015. 4. 20

発行

消費者ネット広島は、昨年度も消費者被害の未然防止、拡大防止を柱に活動を行いました。

広島県から、引き続き委託を受け、高齢消費者等見守り研修や週1回の見守りねっとメルマガの配信及び相談員等のレベルアップ研修を実施しました。

また、初めて事業者を対象にセミナーも開催しました。

消費者の皆さんからの情報提供に基づき、5事業者への改善申入れ、5事業者へ改善に向けた質問書を送付しました。

今回の総会での記念講演は、京都消費者契約ネットワークの理事で弁護士の長野浩三先生に、この間、適格消費者団体が行った、事業者への差止請求の成果と2016年に施行される被害回復訴訟制度について講演いただきます。

●日 時 2015年6月6日(土) 14時00分～16時30分

●会 場 広島 YMCA 2号館地下 コンベンションホール(広島市中区八丁堀7-11)

●内 容

13:30 開場・受付

14:00-15:15 記念講演「消費者被害回復のために」

～差止請求の成果と新しい訴訟制度について～

講師 京都消費者契約ネットワーク

理事 弁護士 長野 浩三 氏

15:15-15:30 休憩

15:30-16:30 第13回定時総会

●参加申込等、詳しくは「第13回定時総会開催案内」を5月初旬に送付します。



広島市消費生活センターとの覚書締結

理事 弁護士 山本一志



平成27年3月26日、広島市消費生活センター（以下、市センターという。）において、市センター高尾ひとみ所長と当法人吉富啓一郎理事長が、「消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書」（以下、覚書という。）の末尾記名欄にそれぞれ押印し、覚書を締結しました（写真は調印式の場面）。

当法人が、適格消費者団体として消費者契約法（以下、法という。）が認めた差止請求権を適切に行行使するためには、市センターなどが保有する相談情報が必要となり、法は、適格消費者団体に、地方公共団体等に対して一定の要件で情報の提供を求めることができると規定しています（法40条）。

当法人から法の規定に従って書面で情報提供を求めれば、地方公共団体は全国消費生活情報ネットワーク・システムに登録された情報（いわゆる、PIO-NET 情報）を開示してくれます。しかし、PIO-NET 情報は、要約情報であり、さらに個別に相談者に詳細な聞き取りが必要な場合、当法人が情報保有機関にいかなる要請ができ、当該機関はどのように対応すべきかが不明確です。

当法人が差止請求権を行使するためには、「不特定かつ多数」の消費者被害を認めることが必要であり、そのためには個別に詳しい事情を聴取する等の情報収集をすることが求められます。しかも、被害拡大防止のためには、迅速に対応することが求められており、市センターの保有する相談情報の速やかな提供が必須です。

そこで、当法人は、昨年春から、市センターに対し、情報提供がスムーズになされるために、覚書の締結を要請し、一年間かけて協議してまいりました。その結果、年度末ぎりぎりではありますが、締結に至ったものです。

調印の席で、吉富理事長から謝辞を表明したところ、高尾所長から「消費者ネット広島の役割は重大であり、市センターとしても情報提供等、今後も可能な限り協力をさせていただきます。ともに消費者被害の救済のために頑張りましょう。」と、エールを送って頂き、調印式を無事終えました。

リレーエッセイ③ 消費者ネット広島への期待

理事 中原律子

近年、私たちを取り巻く社会環境は、高齢化、グローバル化、情報化、サービス化の進展、さらには地球環境問題の深刻化など、急激に変化してきています。

まず、高齢化という点では、高齢者の消費者トラブルの増加が高齢者人口の伸びを大きく上回る中、地域での高齢者の見守りをはじめとした未然防止の取り組みが重要となってきています。グローバル化という点では、情報化する社会にあって年々増加するインターネットを介した国際的なトラブル解決には消費者教育が重要です。

今や消費者問題は、単に商品やサービスを購入使用するうえでの問題という狭い範囲ではなく、市場経済の中で不可避免的に発生する構造的な問題で、複雑化・広域化しており、多角的・多面的に考えていく問題となっているように思います。

消費者の利益を守るためには、消費者一人ひとりが、強く賢い消費者市民となって主体的に消費者問題を考え学習し行動していかなければなりません。

このような中で「消費者ネット広島」の活動は必要不可欠な存在となってきています。

その活動としては、悪質商法に騙されないための研修会や講演会の実施、消費者トラブル110番や専門家による消費者被害情報の収集、また、事業者の契約条項の検討それに基づいた差し止め裁判などを展開しています。

行政に頼らず消費者団体が消費者自身の手でその被害を解決していく消費者団体訴訟制度は、事業者が消費者契約法の定める不当勧誘行為や不当契約条項の使用を行っている場合に、適格消費者団体が事業者の不当行為をやめさせるという制度です。この制度を一般消費者に広く説明し理解してもらうことが重要です。

この制度のメリットは、消費者被害の入り口である不当勧誘行為を止めることで、私たち消費者が将来被害にあう危険が減少することです。

これはまさに消費者主権に向けた大きな一歩となる制度だと思います。

適格消費者団体の活動で、社会の不公正・不平等を正していただきたいと強く望んでおります。

様々な貴重な情報を基に学習・経験をさせていただきました。



平成26年度第2回 相談員学習会・事例検討会報告

監事 寺本ひとみ

日時 : 2015年3月12日(木) 17:30~19:00

場所 : 広島市消費生活センター研修室

参加者 : 弁護士3名 相談員13名

1、モノを介在しないネット関連マルチ

①前回検討した、スマホのアプリを広め、会員を増やすことで収入を得るマルチのその後の動きについての事例。アプリのCMをテレビで流し、有名な歌手を呼んで地元でチャリティーショーが開催される。思ったほど儲かっていない人に対しては内々縁故者が加入できるシステムへの加入を勧誘。この業者に対しCOした場合は、前回の【半澤効果】のおかげか、以前に比べ返金が速やかになった。



②オンラインカジノに出資するマルチ（ネズミ講？）

ネットビジネスのセミナーで「日本でもカジノが解禁になる、オンラインカジノの新しい事業、知り合いを紹介すると収入になる、知り合いがカジノで遊んだお金の5%も収入になる、その権利を購入する」と説明を受けた。タブレットの画面で説明を受け、画面上で同意し入会、クレジットカード番号を入力。しかし、特定負担で支払ったお金は2年後に返金されると言われたが、怪しいので解約したい。

③FX自動取引口座開設マルチ

契約者は70代女性。知人から勧められ、内容がよく分からないまま投資した。IDとパスワードが書かれた紙が届き、サイトで状況を確認できるらしいが、ネットをしないので紹介者にお任せ。口座の残高が100万円になるとデビットカードで引き出せるらしい。しかし、デビットカードはないし、投資したお金がどうなっているのか分からない。1人知り合いを紹介し10万円受け取っているが、紹介者に渡したお金が本当に業者に支払われているのだろうか。

②について 相談員から、書面が渡されていないため、クレジット会社にCO通知を出す、業者HP上のマイページからメールでCOすると送信する、CCJ（越境消費者センター）に相談する等の意見が出ました。弁護士からは、賭博、胴元になるという完全な違法行為であるとの指摘がありました。

③について 弁護士から、海外のFX会社のアフィリエイトの一種のようではあるが分かりにくくしている。本人に分からないものを販売してはいけない、違法なので取り消す、弁護士団が結成されるかもしれませんよと伝え、COで押していくしかないとの助言を得ました。

最近は、マルチ商法と言っても、健康食品とか鍋とかモノを購入する契約ではなく、モノが介在せず、事業者が海外にあり、実態が掴みにくいマルチが増えていると感じます。

2、遠隔操作によるプロバイダ変更

現在利用している大手通信会社の新割引サービスのお知らせだと思い込み、パソコンを操作したが、実はプロバイダ変更だったという相談が各地のセンターに入り、今年2月の時点でも断トツに相談件数が多い。総務省では不適切な勧誘を行った2社に対して指導があり、今後は適切な勧誘がなされ、相談件数が減少していくことを期待します。消費者ネット広島で差止め請求ができないものか弁護士に確認したところ、2次3次の末端代理店が不適切勧誘を行っており、本丸を相手にするのは難しいとのことでした。

その他、通信関係に明るい相談員から勧誘員の報奨金や業界の棲み分け等興味深い話が出ました。常に世の中の新しい動きに敏感になり、適切な救済策を学び、日々の相談業務に活かしていきたいと思います。

第18回連絡協議会報告

理事 弁護士 根石英行

第18回適格消費者団体連絡協議会が、3月7日8日にわたり、兵庫県姫路市で開催されました。適格団体を目指す団体を含め、全国から20団体、総勢70名近くが参加し、活発な議論が繰り広げられました。

消費者庁を交えての意見交換では、都道府県からの補助金や資金獲得についての取組が話し合われました。都道府県によって適格団体へのサポートに温度差があり、消費者庁にも都道府県へのアプローチを強化するように求める声が相次いだ中、消費者庁からは、当ネットが広島県から事業を受託して一定の収入を確保していることが、補助金をうまく活用している事例として報告されました。

差止業務の事例報告では、事業者側からの回答書をそのまま公開したところ著作権侵害との指摘がなされた事例や、結婚式場の解約金に関し、平均的損害の算定方法について事業者側との論争の困難さについての報告がありました。

また、特定適格消費者団体の認定、監督に関する指針等検討会の議論が大詰めを迎えていた被害回復における団体の報酬について、各団体から活発な意見交換がなされました。主催のひょうご消費者ネットは、事務体制の弱さなどから適格団体としての認定の更新が危ぶまれたそうですが、危機的状況からわずか1年で連絡協議会を開催できるまでに再建され、山崎理事長のもと、連絡協議会を各団体が活動の栄養と知識を得るための場にできるようにと積極的に位置付けて講演会を含めて綿密に準備されており、大変意義深い会合となりました。

次回は、9月26日に、熊本で、新たに適格団体に認定された消費者支援ネットくまもとの主催で行われます。

2015 年度会費納入のお願い

消費者ネット広島の活動は、会員の皆様の会費と寄付を基本財源としております。当法人の会費は「年度会費」として、毎年年度初めに皆様に納入をお願いしております。引き続き、皆様のご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<年度会費>

- ★正会員 ※総会での議決権あり
 - 個人会員 2000円
 - 団体会員 5000円
- ★賛助会員 ※総会での議決権なし
 - 個人会員 1000円
 - 団体会員 3000円

◎振り込みご希望の方◎

同封の振り込み用紙にて、最寄りの郵便局で振り込みをお願いします。

手数料は当法人が負担

◎登録内容の変更。退会について◎

すでに会員登録されている皆様で、住所の変更や会員の種類(正会員または賛助会員)の変更、および退会については、下記の事務所までご連絡下さい。

情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

消費者トラブルに関する情報受付を、**毎週火と木の14時から16時**については、**弁護士・司法書士等の専門相談員による電話受付**を行っています。

※その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております。

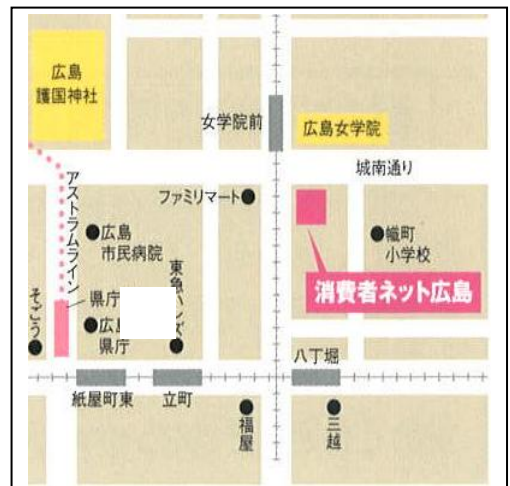
情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。



●事務所はこちらです。

会員どうしの「オシャレひろば」にお気軽に、お越しください。



(みはる&まろう)

内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネット広島

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室

TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182

HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>